

ほろにが

平成 28 年 7 月 19 日
全国卸売酒販組合中央会

「酒類業界にとっての重要な局面」

名古屋支部長 盛田 宏

本年5月27日に「街の酒屋さんを守る国会議員の会」が検討してきた酒税法及び酒類業組合法の一部改正法が国会で成立しました。今後、財務大臣が定める公正取引の基準を遵守しない酒類業者に遵守を指示、命令でき、命令違反をした場合には最終的に免許取消できるというものです。課題としては公正取引の基準がどのようなものになるかです。仕入原価を基準とするか、仕入原価プラス販売経費を基準とするかによって業界に与える影響が違ってきます。今回の法律についてマスコミは「何故酒屋だけ守るのか」や「選挙対策で酒屋の票田が目当てではないか」「消費者の負担が増えるのは問題」等、マイナスの論調が多くなっています。この法律は酒屋さんのみならず酒類業界全体を健全化させるものであり、酒類の特殊性に対する理解を深めてもらう様、マスコミ対策が必要になるでしょう。

一方、一昨年施行された「アルコール健康障害対策基本法」の基本計画も5月31日に閣議決定されました。この中にも強制力は無いものの「酒類業者は酒類の特殊性を踏まえた販売価格を設定することが望まれる」という文言が入っています。

この様に長い間規制緩和一辺倒だった酒類業界において酒類の特殊性を鑑みた規制強化の方向へと潮目が変わってきており、業界にとって大変重要な局面であり、適正利益という実を挙げる数少ないチャンスでもあります。今こそ業界が一丸となって健全化に進むことが必要です。皆様のご協力をお願い申し上げます。

余談ですが先日元プロ野球選手の覚醒剤使用を伝えるテレビ番組の中でニュースキャスターが「覚醒剤中毒者の更生よりもアルコール中毒者の更生の方が困難だ。何故なら酒はいつでもどこでも安く買えるからだ。」とコメントしていました。覚醒剤と酒と一緒に議論されるのは心外ですが、酒の飲み過ぎは体に害を与えることを考慮すれば、価格や販売場、売り方等がある程度規制することが業界のみならず、消費者にとっても望ましいのではないかと考える次第です。

今後の酒業界の発展を切に願っております。